

回 答 表

令和2年8月24日
飛騨市役所総務部管財課

飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザルに関する質問に、以下のとおり回答します。

Q1	現状の自主放送の信号方式をご教示ください。 地デジと同じ信号方式（ISDB-T方式）でしょうか？
A1	お見込みのとおり
Q2	譲渡予定設備の仕様についてご教示ください。 ・ケーブル仕様について メーカー、型式、線種、専用工具の要否 ・クロージャ仕様について メーカー、型式、再組立て材料の要否 ・自営柱仕様について メーカー、型式
A2	参加申込書を提出した事業者に対し、令和2年8月27日～9月9日の間に関連資料の閲覧を可能とします。事前申し込みの上、閲覧してください。
Q3	譲渡対象設備（ケーブル、クロージャ、自営柱）の情報についてご教示ください。 ・民地承諾要否の有無 対象：ケーブル、自営柱 ・位置情報（緯度経度情報） 対象：自営柱 ・借地契約情報の有無 対象：自営柱 ・示名条片（現地識別情報）の有無 対象：ケーブル、クロージャ、自営柱
A3	参加申込書を提出した事業者に対し、令和2年8月27日～9月9日の間に関連資料の閲覧を可能とします。事前申し込みの上、閲覧してください。
Q4	伝送路の市地域イントラネット併用状況について、「消防無線、防災無線、市Wi-Fi、図書館利用等分は未掲載」とありますが、提案象となりますでしょうか？対象の場合、拠点情報をご教示ください。
A4	既設の情報については、セキュリティ上の観点から、選定事業者と協議の上、決定します。
Q5	伝送路の他事業者への貸付状況について受注者が各会社と協議のうえ、契約変更する認識で良いかご教示ください。
A5	お見込みの通りですですが、必要に応じ市がサポートします。
Q6	3 再整備・運営条件

	<p>(1) サービス提供に関する事項</p> <p>現状サービスエリア (別紙1 ①とする)、民間事業者によるブロードバンド未整備エリア (別紙2 ②とする) の記載があるが、①の地域は全面整備するため、②では、重複している部分を除いた、神岡町麻井田、寺林、堀之内、梨ヶ根の地域を追加整備するという意図で良いか。</p> <p>また、その場合、既に他社がブロードバンド整備している地域は、本事業の整備対象外となるか。</p>
A6	①②ともに整備対象とします。
Q7	<p>3 再整備・運営条件</p> <p>(1) サービス提供に関する事項</p> <p>サービスエリアに関する事項として、飛騨市ケーブルテレビサービス提供エリアをすべてカバーすることとあるが、現状の伝送路上で、幹線 (タップオフ) から500m 以上離れている (集落から離れた個人宅) は、どの地域に何軒存在するか。</p>
A7	参加申込書を提出した事業者に対し、令和2年8月27日～9月9日の間に関連資料の閲覧を可能とします。事前申し込みの上、閲覧してください。
Q8	<p>3 再整備・運営条件</p> <p>(2) 再整備に関する事項</p> <p>既設設備を利用して再整備にすることは可とし、整備後に不要となる設備は撤去・処分するとあるが、いつまでに撤去完了する必要があるか。</p>
A8	撤去・処分期限は譲渡完了後3年以内と考えるが、最終的には市と協議するものとする。
Q9	<p>3 再整備・運営条件</p> <p>(2) 再整備に関する事項</p> <p>自主放送は市議会中継などを継続するとあるが、番組編成は貴市が実施するというのでよいか。それとも番組編成は事業者側で実施し、事業者が運営する自主放送として考えているか。</p>
A9	基本的には市が実施する予定ですが、当市自主放送の放送内容を大きく変更することなく提供が可能であれば、貴社の運営条件を提案してください。
Q10	<p>3 再整備・運営条件</p> <p>(4) サービス内容および利用料金等に関する事項</p> <p>既加入者からは、新たな加入負担金や引込工事に係る費用を徴収しないこととあるが、宅内配線等に関する宅内工事費の徴収は可能か。</p> <p>不可の場合、原則、現サービス利用箇所への機器等設置とし、それ以外の場合は、徴収可能と考えてよいか。</p> <p>また、新たなサービス利用 (インターネット未利用者がこの機に利用、光電話新規申込みなど) については、係る費用を徴収することになるがよろしいか。</p>

A10	原則、現加入者から費用の徴収はできないと考えます。但し、加入者都合で設置場所を変更する場合や新サービスを追加する場合は徴収可能と考えます。但し、加入者により状況は様々ですので最終的には選定事業者と協議の上決定します。
Q11	4 応募資格等 （3）障害時のサポート拠点については、今後有することは必須ではなく、検討項目という認識で良いか。また、有した場合は常駐が必須か
A11	飛騨地域内に極力有することとし、常駐が望ましいと考えています。
Q12	5 スケジュール 選定事業者による運用開始は、令和5年4月予定となっているが、この時点で全ての既存利用者の切替を完了していることを意味するか。それとも、この時点からのサービス開始を意味するか。 また、整備完了した地域から順次サービスを開始することは不可か。その際の利用料金の扱い等については、どのように考えているか。
A12	令和5年4月時点で、全ての既存加入者の切替完了を予定しています。順次サービスは可とします。 利用料金については、選定事業者と協議の上決定します。
Q13	7 企画提案書の作成等 ③再整備計画工程表に記載の事業引継ぎ期間については、最終完了は令和2年3月末までという認識で良いか。
A13	事業費引継ぎの最終完了は令和5年3月末です。
Q14	8 提案項目 （4）現行施設の考え方 ①ヘッドエンド設備は貴市の資産となるか。将来的にリプレースが必要と考えるが、その場合は貴市でリプレースを行う予定か。またその時期について
A14	市のヘッドエンド設備は廃止します。
Q15	10 審査 （3）審査基準 ⑥テレビの月額基本料金の現状との比較とあるが、ご存じの通り FTTH サービスにおける NHK 放送については、BS デジタル放送を含んでサービス提供を行わないと再放送同意を取得できない状況にあります。結果、FTTH サービスを行うことは、テレビにおける最低利用サービスに BS デジタル放送を含んだ内容となるため、現状とサービス内容が異なる料金比較となります。 現状のサービスを提供する（地上デジタル及び自主放送）と仮定した場合の料金を提示することでよいか。
A15	貴社のサービスで実際に提供可能な条件で提案してください。
Q16	10 審査

	<p>(3) 審査基準</p> <p>㉑本事業に関しては、一エリア（飛騨市）内におけるサービスを提供し、監督官庁は東海総合通信局であるが、複数の県で事業展開、複数の市町村での事業展開に対し、加点に優位性（加重）がある意図はなにか。</p>
A16	審査基準に関する質問にはお答えできません。
Q17	<p>10 審査</p> <p>(3) 審査基準</p> <p>㉒中継2重化とは、どの部分を指しているか。また放送に関する事か、通信に関する事か。</p>
A17	<p>中継2重化は2重化等に読み替えてください。</p> <p>また、2重化等に関するサービス内容については、貴社の現状や考えを提案して下さい。</p>
Q18	<p>【別紙（1）】</p> <p>(6) 運営状況</p> <p>歳出項目で積立金をマイナス表示してあるが、歳出に積立金を投入している意味か、歳出から積立金を抜いた金額という意味か。積立金を含まない純粋な歳出の提示をお願いします。</p> <p>また、上記、人件費を抜いた金額のご提示もお願いします。</p>
A18	<p>歳出から積立金を抜いた金額です。</p> <p>人件費を抜いた額は、平成29年度：41,382千円 平成30年度：48,446千円となります。</p>
Q19	再整備中期間の既存設備に問題が生じた場合は、貴市負担で良いか。
A19	障害の内容により、選定事業者と市が協議の上、決定します。
Q20	<p>現状、インターネットにおいて使用しているドメインは継続しなくても良いか。</p> <p>もし、継続せずドメインを変更した場合、既加入者のメールアドレスおよびホームページURLの変更が必要となるが、変更を強いることは問題ないか。</p> <p>上記の場合、メールサーバ及びWEBサーバの状況により、移行作業の検討が必要になるが、現状のネットワーク構成図等の提示をお願いします。</p>
A20	ドメインは継続しません。
Q21	<p>自主放送機器については、今後も貴市の資産として管理する予定か。</p> <p>また、将来的に機器更新が必要となると考えているが、その際は貴市で機器更新を行う予定か。また、その時期はいつ予定しているか。</p>
A21	自主放送機器は市の資産です。更新に関しては、本件対象外です。
Q22	現在、契約の顧客情報はどの程度提供が可能か。可能な場合の項目は何か
A22	選定事業者と市が協議の上、決定します。